

2021年度 所定疾患施設療養費の公表

入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患(以下に記載)を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

所定疾患施設療養費を適切に算定し、ご利用者の健康及び安心安全につなげていきたいと考えておりますので今後もホームページにて実施状況を報告して参ります。

○算定要件

当施設では、所定疾患施設療養費(Ⅱ)を算定しております。

1. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1月に1回、連続する10日間を限度とすること。
2. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ)肺炎
 - ロ)尿路感染症
 - ハ)带状疱疹
- 二)蜂窩織炎(2021年4月改定より)
4. 算定する場合にあっては、診断および診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用にあたっては薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
5. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとなる。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
6. 当該介護保険施設サービスを行う介護老人の保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

主な検査・治療内容

肺炎	レントゲン ・ 採血検査 ・ 点滴 ・ 内服 など
尿路感染症	検尿 ・ 採血検査 ・ 点滴 ・ 内服 など
带状疱疹	点滴 ・ 内服 ・ 軟膏塗布 など
蜂窩織炎	採血検査 ・ 点滴 ・ 内服 など

2021年度算定状況

算定月 / 診断名		肺炎	尿路感染症	带状疱疹	蜂窩織炎	計
4月	人数	0	3	0	0	3
	日数	0	22	0	0	22
5月	人数	0	4	0	0	4
	日数	0	26	0	0	26
6月	人数	0	1	0	0	1
	日数	0	10	0	0	10
7月	人数	0	3	0	0	3
	日数	0	15	0	0	15
8月	人数	0	0	1	1	2
	日数	0	0	10	5	15
9月	人数	0	3	0	1	4
	日数	0	19	0	10	29
10月	人数	0	1	0	0	1
	日数	0	7	0	0	7
11月	人数	0	1	0	0	1

2022年4月1日
介護老人保健施設入舟

	日数	0	7	0	0	7
12月	人数	0	2	0	0	2
	日数	0	15	0	0	15
1月	人数	0	3	0	0	3
	日数	0	19	0	0	19
2月	人数	0	1	0	0	1
	日数	0	5	0	0	5
3月	人数	0	4	0	0	4
	日数	0	32	0	0	32
計	人数	0	26	1	2	29
	日数	0	177	10	15	202